

# 一般財団法人広島県市町村職員共済互助会定款

〔平成25年3月19日  
指令総務第291号〕  
改正 2015年3月20日  
2022年4月1日

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島県市町村職員共済互助会（以下「共済互助会」という。）と称する。

### (主たる事務所)

第2条 共済互助会の主たる事務所は、広島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 共済互助会は、市町（一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、職員引継等合併一般地方独立行政法人並びに広島県市町村職員共済組合及び共済互助会を含む。以下同じ。）職員の福利厚生及び住民福祉に関する事業を行い、もって市町行政の円滑かつ効率的な運営に寄与するとともに、住民福祉の向上に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 共済互助会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市町職員の福利厚生に関する事業
- (2) 市町の図書館に対する図書の寄付
- (3) その他共済互助会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会計

### (事業年度)

第5条 共済互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第6条 共済互助会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 共済互助会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第8条 共済互助会に評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、共済互助会の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員がその職務を行うために要する費用については、評議員会において別に定める役員等の費用弁償に関する規程により、支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第16条 理事長は、評議員会の開催日の3日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会開催の都度、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更

(3) その他の法令で定められた事項

4 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその評議員会において選出された議事録署名人(評議員1名、理事1名)は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第21条 評議員会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則によるものとする。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第22条 共済互助会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、共済互助会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、共済互助会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、共済互助会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令又はこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規則によるものとする。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、役員がその職務を行うために要する費用については、評議員会において別に定める役員等の費用弁償に関する規程により、支払いをすることができる。

(役員責任の免除)

第28条の2 共済互助会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除できる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 共済互助会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長の選任及び解任

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

### (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (招集手続き)

第32条 理事会を招集する者は、理事会の日の3日前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

### (決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その

提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第8章 会員

(会員)

第39条 共済互助会に会員を置く。

2 会員は、共済互助会の目的に賛同する個人又は法人とする。

3 会員に関する事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(掛金及び負担金)

第40条 会員は、別に定める掛金又は負担金を納入しなければならない。

## 第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第41条 共済互助会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及びその他必要な職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、第18条第3項の評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(解散)

第43条 共済互助会は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第44条 共済互助会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 共済互助会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 共済互助会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第46条 共済互助会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、共済互助会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日(以下「設立登記日」という。)から施行する。

(事業年度)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年

度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(会員の取り扱いに関する経過措置)

- 3 この定款の施行の際現に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第40条第2項の規定により一般財団法人の定款とみなされた旧寄附行為上の会員である者は、設立登記日において、第39条第2項の会員となるものとする。

(事務局職員の取り扱いに関する経過措置)

- 4 この定款の施行の際現に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第40条第2項の規定により一般財団法人の定款とみなされた旧寄附行為上の事務局職員である者は、別に辞令を発せられない限り、設立登記日において、第41条第2項の職員となるものとする。

(設立登記日に就任する評議員)

- 5 共済互助会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

五藤 康之  
羽田 皓  
増田 和俊  
小村 和年  
土井 基司  
竹田 恵  
中谷 浩美  
宗像 勇

(設立登記日に就任する最初の理事)

- 6 共済互助会の最初の理事は、次に掲げる者とする。

小坂 政司  
藏田 義雄  
和多利 義之  
的場 豊  
山崎 幸治  
柏床 由夫

(設立登記日に就任する最初の理事長)

- 7 共済互助会の最初の理事長は、小坂 政司とする。

(設立登記日に就任する最初の監事)

- 8 共済互助会の最初の監事は、次に掲げる者とする。

入山 欣郎  
中山 悦己  
片山 邦夫

附 則

この改正は、2014 年度第 4 回評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則

この改正は、2022 年度第 1 回評議員会の決議のあった日から施行する